

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令（令和7年経済産業省・環境省令第6号）の概要

令和7年12月

1. 背景・趣旨

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第9章第2節において、二国間クレジット制度（JCM）の国際協力排出削減量口座簿に関する内容を規定しており、これに基づき、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（令和7年経済産業省・環境省令第1号。以下「省令」という。）が制定されている。

2. 改正内容

（1）改正法及び改正令の施行に伴う所要の改正

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第327号）により条ずれが生じることから、所要の改正を行う。

3. 施行期日

- 改正法第2条の施行の日（令和8年1月1日）から施行する。